

第三者評価結果（一時保護所）

種 別：	一時保護所
------	-------

①第三者評価機関名

セリオコーポレーション株式会社

②評価調査者研修修了番号

SK15100
S16039

③施設名等

名 称：	静岡県児童相談所一時保護所 B
施設長氏名：	児童相談所長
定 員：	20名
所在地（都道府県）：	静岡県

施設の概要

開設年月日	平成16年11月
経営法人・設置主体（法人名等）：	静岡県
職員数 常勤職員：	7人
職員数 非常勤職員：	6人
専門職員の名称（ア）	児童指導員
上記専門職員の人数：	8人
専門職員の名称（イ）	保育士
上記専門職員の人数：	1人
専門職員の名称（ウ）	教師
上記専門職員の人数：	1人
施設設備の概要（ア）居室数：	女子・幼児7室、男子6室
施設設備の概要（イ）設備等：	静養室男子1室、面接室：2室、ホール、食堂、学習室、厨房、グラウンド

④理念・基本方針

<p>◇理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権の尊重 ・意思表明権の尊重 ・個人情報の保護 ・受容的関わりの促進 ・研修と自己研鑽 <p>◇基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの不安に対応する ・情緒の安定を図り、安全で安心できる環境の提供 ・保護中の子どもの権利擁護
--

⑤施設の特徴的な取組

・緊急の保護に対応する

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2018/1/4
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2018/3/29
受審回数	0
前回の受審時期	

⑦総評

- * 特に評価の高い点
- ・一時保護所の役割・機能から、さまざまな入所理由(目的)や年齢の児童を随時受け入れ、集団を基盤としながらも個別的なかかわりや支援を、限られた職員配置等の条件の中で事故等もなくなし得ているのは、職員の資質や熱意とチームワークによるものである。
 - ・基本方針や職員遵守事項等が「一時保護所ハンドブック」に纏められている。
 - ・保護所のパンフレットや入所児童への説明用に写真やイラストを使った、わかりやすい資料が作成され、児童に説明されている。
 - ・食事が楽しくとれるような配慮がなされている。
 - ・興奮しやすい児童など、特別な配慮や支援が必要な児童のための個室が整備されている。
- * 特に改善を要する点
- ・一時保護所の特質上、一定の自由の制限や規制は止むをえないが、例えば漫画を部屋に持ち込まない、男女の会話の禁止等、必要な場合もあると考えられるが、全て一律に制限する必要があるのか、さらにはその効果等について検証、検討するなど定期的な見直しが必要である。
 - ・児童の生活環境や生育歴等から学習支援の充実、児童相談所から離れている立地条件から心理的ケアの充実、実質的な施設管理者でありスーパーバイザーとしての課長職が宿直業務に従事せざるを得ない状況の改善等職員体制の充実・強化について検討することが必要である。
 - ・施設の特性から、閉鎖的になりがちである。定期的に、成果について検証や検討を行うために、専門性の高いメンバーによる、第三者委員会の発足について検討する必要がある。

評価結果 (静岡県児童相談所一時保護所 B)

I 適切な養育・支援の実施

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
①	子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>支援の理念や基本方針は静岡県児童相談所事務処理要領に定められ、子どもを尊重した養育や支援に努めているが、職員に周知徹底されているとは言えない。経験豊富でスキルの高い職員が多く、子ども本位の支援が実践されているものの、共通した認識をもつための学習会や顕彰会は実施されていない。今後の取り組みとして、職員用のハンドブックを見直し、分かりやすい内容に改定する計画があり、中央児童相談所と共通の取り組みが期待される。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
②	一時保護所の援助内容等について、子どもにわかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】</p> <p>施設のルールや援助内容は、分かりやすく写真や絵図でカードにして子どもに説明している。基本方針である「安心・安全」についてもカードに加えておきたい。一時保護所と保護者が直接関わる事はなく、保護者への説明等は児童相談所のケースワーカーに一任している。ケースワーカーから保護者の様子や会話の内容を確認し、経緯を把握しておく事が子どもの支援につながるので、常に情報交換ができる仕組みが必要である。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
③	養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>【コメント】</p> <p>緊急で入所してくる子どもがほとんどであり、口頭での確認はするが書面で同意を得る事はしていない。説明はどの子どもにも同じように行い、納得してもらうように心がけている。意思決定が難しく理解力が乏しい子どもには、見本を提示したり復唱させることで理解しているかどうかの確認を取っている。保護者への説明はケースワーカーが行っているが、マニュアルや手順については一時保護所では把握していない。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
④	措置や地域・家庭への移行等、一時保護解除後の養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>【コメント】</p> <p>退所後のアフターケア等は、児童相談所のケースワーカーが担当している。入所中の子どもの生活については行動観察記録にまとめられ、ケースワーカーから移行先に伝える流れとなっている。一時保護所の役割はあくまでも子どもの「行動観察」にあるとの共通認識のもと支援にあたっているが、退所後の相談窓口についての詳細を文書にして子どもと保護者に明確に伝えることが求められる。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑤	子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	c
<p>【コメント】</p> <p>子どもの思いや考えを知るために、入所初期・後期・後期Ⅱと間隔をおいて質問形式の作文を実施している。子どもが自分の置かれている状況や環境の違いからくる不安などを書き記す貴重な機会となっている。作文の内容を分析し子どもの支援に繋げるためにも、定期的な質問内容の見直しも検討されたい。子どもの満足を把握するためには、作文以外にも可能な範囲で子どもと個別の関わりを増やす機会が望まれる。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑥	社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの最善の利益については、職員間で共通の認識を持って支援に取り組むまでには至っていない。支援方法や考え方に多少の差はあるものの、職員の多くは支援に対する意識やスキルは高く、普段から常に話し合っている。今後は実践した内容を振り返り検証する機会を設け、記録に残すことを期待したい。記録に残すことで、同じ目線に立ち更に自信を持って支援に取り組むことが可能になると思われる。</p>		

(1) 子ども本位の養育・支援		評価
⑦	子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所（一時保護解除）後の支援に積極的に取り組んでいる。	c
<p>【コメント】</p> <p>一時保護解除後の支援は児童相談所ケースワーカーと心理司が担当しており、解除後のアフターケアに関する経緯は確認していない。リービングケアに関しては、一時保護所の現状の中で可能な範囲での取り組みを施設内で話し合い等を通じ検討、実践していくことが求められる。子どもの退所時の対応として、退所後の支援について職員の共通した認識が持てるようにする事が必要である。</p>		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
①	子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	b
<p>【コメント】</p> <p>子どもの思いや考えをアンケートや個人面談などで確認する事はしていないが、日常生活で寄り添い理解するように努めている。チェック表やフェイスシートから生育歴を把握して子どもの感情や言動を受け止めているが、「状況によって職員本位の解釈をしていないか」を振り返る事も習慣にしていきたい。職員に対する子どもの思いを把握する事が、子どもへの理解を更に深めることにつながると思われる。</p>		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
②	基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
【コメント】		
職員は日常生活の中での触れ合いから自然に信頼関係が形成されていくことは理解しており、子どもから求められた時には直ぐに対応するように心がけている。日常の様子は業務日誌に記録し、職員間で周知し引き継いでいる。高齢児への対応としては、自主学習の時間を設ける事や年末年始のテレビの視聴時間を長めに取る事などの配慮はしている。子どもとの個別の時間を確保するのは難しいが、入浴支援の時間を利用して積極的に話を聞いている。入浴時に話せる子どもばかりではなく、どの子どもにも同じように話せる機会を持てているかを振り返り、確認しておくことが望まれる。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
③	子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
【コメント】		
職員配置に余裕がある時は、見守りながら子どものペースで行動させるように心がけているが、現状は余裕がない時の方が多い。特に朝夕は多忙で、決まり事が多く指示も増えてしまうが、状況把握は怠らないように気を配っている。子どもに対する声掛けは、時間を置かずに行き、褒める・励ます・注意は当然だが、感謝の気持ちもきちんと伝えている。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
④	養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	c
【コメント】		
職員向けのハンドブックはあるが、作成されたままの状態職員にも周知されていない。来年度の最優先課題として位置付けており、改定版の作成に着手する予定である。現状では子どもの養育や支援を職員個人の経験やスキルに任せている部分が多い。全ての職員が同じように対応するための文書に併せ、対応マニュアルも含めたハンドブックの見直しを考えている。文書は職員がいつでも閲覧でき、日常的に活用できる状態にあることが望ましい。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑤	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
【コメント】		
必要に応じた支援方法の見直しは随時行っているが、職員同士の関わりで終わることも多く、全ての職員で定期的な見直しや検証等を行う仕組みは確立されていない。ハンドブック改定に伴い、標準的な支援方法の見直しも検討されたい。改定後は1年に1回の見直しが望まれる。		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑥	アセスメントにもとづく個別的な支援計画を適切に策定している。	b
【コメント】		
<p>一時保護所は緊急保護が多く、入所期間も短期である事から個別的なアセスメントに基づく支援計画等は策定していない。アセスメント作成には児童相談所からの情報や支援方針が必要であるが、入所時にアセスメントが整っているケースは少なく、入所中に支援しながら対応する事がほとんどである。一時保護所としては「安全に保護する事」が最優先であり、行動観察を最も重視した支援となっている。敢えて全体的な支援計画をあげるとするなら「一人でできることを増やす」ことを目標としている。支援困難ケースの対応としては、児童相談所ケースワーカーや児童心理士を含めて相談し、連携を図っている。</p>		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑦	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	b
【コメント】		
<p>子どもの身体状況や生活情報などは、入所者全員分を日ごとに記録する業務日誌にまとめている。支援計画がないため、計画に基づく内容になっていないが、その日の状況を個々に細かく記入している。記録内容や書き方は統一され毎日同じように記入されているが、「記入した内容が分かりやすく、必要な情報であるかどうか」等、定期的な見直しも必要である。情報共有を目的とした会議や引継ぎは必要に応じて行っているが、口頭で行うことが多く、不在職員(非常勤を含む)に伝達することも考慮し、最近はメールを活用している。特性に対応した情報共有であることを踏まえ、より積極的な取り組みを期待する。</p>		

(2) 養育・支援の質の確保		評価
⑧	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
【コメント】		
<p>個人情報に関する文書の取り扱いについては県の規則に基づいて行っており、「ファイル管理表」を作成し総務課に提出している。写真の管理は、全身写真は「写真ファイル」に顔写真は「ケースファイル」に貼っている。記録の管理についての研修は行っていないが、事業計画に細かい手順が記載されており、担当が変わっても困らない内容となっている。個人情報に関する子どもへの説明は、入所時の写真撮影の際に用途や保存方法などについて口頭で行うが保護児童全員には行っていない。子どもは同じように説明を受ける権利があり、公平に扱われることを実感する事で職員との信頼関係にもつながると思われる。</p>		

II 子どもの人権尊重・権利擁護		
(1) 権利の保障		評価
①	施設の理念、運営方針等には、子どもの人権尊重の視点が盛り込まれ、職員へ周知されている。	b
【コメント】		
<p>理念や基本方針は「事務処理要領」以外には明示されておらず、施設内に確認できるものは見当たらなかった。ハンドブックに職員遵守行動として「人権の尊厳」は掲載されているがハンドブックは活用されていない。他項目にもあるように、ハンドブックの改定に伴い、理念や基本方針を含めた内容の見直しを行う計画で、今後の取り組みとしては、職員への周知を目的に施設内への「提示」を検討していく考えである。</p>		

(1) 権利の保障		評価
②	子ども自身が、自らの権利等について理解することができるように、説明や周知を行っている。	c
【コメント】		
<p>子どもの権利に関する学習機会は設けておらず、理解を深めるための資料等の用意もない。入所時の説明カードから、安心な場所であることは漠然と感じられるが、子どもの権利に関する具体的な説明は不十分である。子どもに接する中で、必要と思われるタイミングを逃さず子どもに分かりやすく説明する事は個別に行っている。全ての職員が、子どもの年齢に合わせて同じ説明ができるように、場面ごとの記録を残し周知する仕組みを考えていきたい。</p>		

(1) 権利の保障		評価
③	子どものプライバシーに配慮した処遇を行っている。	b
【コメント】		
<p>子どものプライバシー保護に関して、一時保護所として共通した配慮についての取り決めはなく、職員への周知も図られていない。子どもへの対応はその都度必要に応じて行っているが、様々な事例をどの程度記録しておくか、また周知すべき内容かどうかについての判断が必要である事を考えると更にマニュアル等の必要性を感じる。基本的には個室対応で、女子の部屋には外から見えないようにカーテンが取付けられている。今後は男子の部屋にも取り付ける予定であるが、取り付け方は検討中である。</p>		

(1) 権利の保障		評価
④	子どもが発言する権利、要望・苦情等を表明できる権利を保障し、要望・苦情等を訴えやすい仕組みをつくっている。	c
【コメント】		
<p>保護者に直接関わることがなく子どもの入所期間も短いため、苦情を受ける体制そのものが整っていない。用紙の管理が徹底できない事や不正使用防止の観点から、意見箱の設置やアンケートの実施はしない方針である。全ての子どもに対して、施設が要望や苦情を言える場である事を同じように伝える事は必須であり、対応できる体制やフィードバックについても再考する必要性を感じる。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑤	子どもが教育を受ける権利を保障し、学校での授業や自習など子どもが一般的に得ることのできる学習環境にも配慮した体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>教員資格を有する担当職員が週4回午前中に学習支援を行っている。週に1回集団学習として点描画や作品作りの時間を設けており、玄関ホールや談話室に掲示されていた。年間を通して学習日課は変更なく行っているが、内容は家庭学習のレベルで時間数も通学学習に比べて不十分である。学習指導員が子どものレベルに合わせた教材を用意し、個別対応で学習を進めているが、入所期間が短いことから学校との連携は全く取れていない。夕方以降の自由時間の間、中学生以上で希望があれば30～40分の自主学習を認めている。ボランティアの受入れには消極的だが、学習ボランティアに関してははしかるべきルートからの受入れを考えると余地があると思われる。子どもの苦手を確認し、学習記録として移行先に伝達することも役割の一つとして認識されたい。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑥	虐待などで心身に傷を負った子どもに対し、行動特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>現在の心理職員は非常勤で心理の専門ではないため、心理ケアが必要な場合は児童相談所の心理司が中心となり、心理教育や心理検査などの治療を行っている。今年度は1名の実施があり、結果は施設内で供覧し最終的には個人のケースファイルにまとめている。他の子どもには、心理ケアの必要な子どもとの関わり方をその都度説明し、不安にならないように配慮している。心理職員は非常勤であっても専門知識を有する者を配属する事で、直接的な支援につながり職員間の共通意識も深まっていくものと考え。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑦	発達障害など障害を有する子どもに対し、障害特性等を理解するとともに、必要なケアを行うことができるように体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>障害に関する専門家は配置されておらず、必要に応じて児童相談所職員に相談しながら子どもに合わせた支援を行っている。障害に応じた対応は各職員がそれぞれのスキルで行っており、同じ対応をするためのマニュアルやプログラムは用意されていない。担当職員が外部研修に参加し、施設内での所内研修または伝達研修などで全ての職員が同等の専門知識を学習するための機会が必要である。障害者への支援も統一された対応であることが求められる。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑧	医療的ケアが必要な子ども、健康上で配慮を要する子どもに対し、必要な医療支援等が得られるように体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>子どもの平熱を把握し、検温は1日に3回行い記録している。感染予防のうがいは食事前・外出後など1日に数回行っている。ホールの洗面台付近には、子ども作成のうがい励行のポスターが貼られている。熱中症対策も兼ね常に水分補給ができるように、ホールには麦茶を入れた大きなジャグと個人用のコップが用意されている。ケース担当者や事務担当者による配薬や服薬内容の表示は、事務所のホワイトボードに記入され、専用の引き出しに個別管理している。投薬時に必要な分だけを小さな容器に入れ替えて持ち出している。担当職員によるダブルチェックで配薬ミスを防止している。児童相談所保健師による衛生講話を月1回実施し、内容は季節や状況に応じ多岐にわたっている。現在は、近所の病院の医師に救急対応をお願いしているが、確実性を踏まえ医療機関との連携体制を整えていきたい。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑨	(外国籍の子どもに対し、) 宗教や文化、生活習慣などの違いを尊重し、配慮している。	c
【コメント】		
<p>調査に同席した職員が知る限り、特別な配慮を必要とするケースはなかったが、どんな状況においてもアレルギー対応に関しては細心の注意を払っている。今後の取り組みとして、外国の宗教や食生活・生活習慣に関する知識の習得と様々な入所ケースを想定したマニュアルの作成が望まれる。入所時の説明では絵図を使用し言葉が通じなくてもある程度は目で見て理解できるような工夫はあるが、言語の違いに対応したものであるとは言えない。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑩	幼児の受け入れに対し、発達段階等への配慮や、必要なケア、子どもが一般的に得ることのできる保育環境にも配慮した体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>幼児への保育指導は日課に沿って随時行っているが、専門家の配置はないため発達段階に合わせた内容になっていない。週に1回学習支援の職員が課題遊びを行っているが、普段は全ての職員で協力して年齢に応じた玩具や知的教材で保育を行っている。あくまでも職員のスキルに合わせた保育となっており、専門知識がないため必要なケアが十分に行われているかを確認することは難しい。専門家による幼児保育に関する研修や勉強会の機会を設け、発達段階に応じた保育メニューを構築し共有する事を期待する。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑪	子どもの支援・指導にあたっては、子どもの性別に配慮した体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>男女間のトラブル防止のため、生活空間を分け、行動も別々にしている。職員による支援も基本的には同性が行っている。子どもに対して、入所時に「なぜ男女別の生活環境なのか」についての説明はされていない。性教育は、児童相談所の保健師が必要に応じて個別に行っている。性についての正しい知識を踏まえ、年齢に応じた男女間の関わりについてのカリキュラムを用意する必要性を感じる。</p>		

(1) 権利の保障		評価
⑫	発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	c
【コメント】		
<p>敷地内の外スペースは少し広めの庭程度で、遊具も小学低学年程度が遊ぶに適した物しか置かれていない。洗濯物を干すスペースや花壇もあるため、伸び伸び遊べる環境とは言えない。月2回の体育は地域の体育館を利用しているが、利用者アンケートからもっと体育をしたいとの声があった。ホール内の談話スペースには本棚が置かれ、図書は充実していたがニーズに合ったものかどうか重要である。中学生以上に適した遊び道具は、ジグソーパズル以外見当たらなかった。ジグソーパズルは年齢問わず人気で数多く揃えられていたが、古い物ばかりで中にはピースが揃っていないものもある。予算の関係で新しい玩具は購入できていないが、年に一度の購入は計画に入れるべきであると考えられる。</p>		

(2) 人権侵害の防止		評価
①	すべての職員は、子どもに対する威圧的な態度や、体罰、自尊心を傷つけたり人格を貶めるような発言等は、子どもの人権を侵害するものであることを理解している。	c
【コメント】		
<p>職員は日頃から子どもの人権を尊重した支援を心がけている。理念や基本方針について明示しておらず周知もしていないが、今後の取り組みとして、まず「ハンドブック」に明示し更に理解を深めていく考えである。危険行為や迷惑行為などに備え、子どもに対して同じ対応ができるように勉強会などで話し合い、基本姿勢の統一を図りたい。様々な状況を振り返り必要な対応を行うために、常に記録に残しておくことが重要である。</p>		

(2) 人権侵害の防止		評価
②	すべての職員は、子どもに対する指導等が必要なときも、高圧的・強権的な手法に依存することなく、子どもの人権を尊重した適切な指導を行っている。	b
【コメント】		
危険な行為があった場合には、基本的にその場で指導している。状況によっては指導的になることもあるが、子どもに対するフォローも忘れずに行っている。指導方法に関する研修等はなく、防止策や指針の見直しは今後の課題である。職員間で必要に応じて話し合う事はあるが、検証する体制が整っているとは言えない。		

(2) 人権侵害の防止		評価
③	仮に職員による子どもの人権侵害が発生したとしても、それが見逃されることなく、職員に対する適切な指導を行っている。	c
【コメント】		
被措置児童等虐待の届出や通告制度はないため、施設内での検証や第三者の意見を聞く等の対応はしていない。指導に関しては複数体制を取っており、人権侵害が見逃がされないように注意しているが、朝と夜の職員配置に弱さがある。職員への指導や研修体制については、今後の課題である。		

(2) 人権侵害の防止		評価
④	子ども間でのいじめ、暴力、力による支配・隷属、男女間のトラブルなど、不適切な関係が発生することを防ぎ、子どもを守るための対処を行っている。	b
【コメント】		
職員の配置や勤務形態は状況に合わせて決めており、常に子どもの様子を観察している。いじめ等の兆候が見られたら、職員間で情報を共有し対応を工夫している。問題が生じた場合には、事が大きくなる前に児童相談所長の指示により全ての職員で対応にあたるようにしている。状況に応じた様々な対応について記録に残し、見直す体制も整えたい。		

(2) 人権侵害の防止		評価
⑤	すべての職員は、子どもは放置されてはいけないこと、子どもへの付き添いや愛着形成等の大切さを理解している。	b
【コメント】		
入所している子どもに対しては、年齢に応じた対応に努めている。夜間の幼児の様子には特に気を配っているが、職員の配置不足により添い寝などの対応はできていない。夜間の巡回において、確認事項についての決まりはなく、必ず入室して目視で確認するに留まっている。確認マニュアルやチェック表の作成により、入居する子どもに同じ確認をすることが可能である。マニュアル作成につなげるためにも、子どもの年齢に応じた適切な対応を学ぶ機会が必要である。		

(2) 人権侵害の防止		評価
⑥	すべての職員は、一時保護所の集団生活の環境ではさまざまな権利の衝突によるトラブルが生じやすいこと、そのような場合の適切な対処・解決策を考えていくうえで人権の観点が重要であることを理解している。	b
【コメント】 職員会議等でその都度話し合う事はあるが、ケース検討を行う時間的な余裕はない。子どもの入れ替わりが激しい事もあり、トラブルに対応するのみで検討するまでには至らない。様々なケースにおける適切な対処や解決策を学ぶことが必要である事は十分理解している。担当職員だけでも外部研修等に参加し、施設内での伝達研修を検討していく考えである。		

Ⅲ子どもの生活環境の整備		
		評価
①	生活環境の整備にあたっては、できるだけ子どもの意見等も反映できるように配慮している。	b
【コメント】 子どもの希望を叶えられるかどうかは別にして、可能な限り子どもの意見を聞き参考にしている。できない場合には、差支えない程度に理由を説明し会話が一方通行にならないように気を付けている。食事メニューなどの希望は取っていないが、日常の関わりの中での子どもの要求や考えを踏まえ、なるべく楽しめる工夫は心がけている。職員側の都合が優先され、思うような支援ができないことが多い。		

		評価
②	居室については、一般的な家庭において子どもが得ることのできる居住環境等にも配慮し、プライバシーの確保された落ち着いた居住スペースとするように配慮している。	b
【コメント】 居室は寝室として使用するのみで、兄弟関係以外は個室対応である。調査日は晴天で部屋に布団を敷いた状態であったが、普段は畳で押し入れにしまっている。女兒の居室には入口の小窓に中からカーテンが付けてあるが、男子の居室の目隠しはこれからで予算の関係もあるが、どのようにするかは検討中である。居室の階にはベランダがなく、手軽に布団を干せる環境ではない。庭までは距離があるため、居室に広げて間接的に日を当てる事の方が多くなっている。		

		評価
③	集団生活の中で、安心してできるだけ遊びと過ごすことのできるように、遊び場や遊び道具などについての配慮・工夫をしている。	b
【コメント】 室内で使用する一般的な玩具としてCDやDVD・本はある程度揃っており、ジグソーパズルがクローゼットに整理されていた。予算上新しい玩具の購入は難しいとの話しがあったが、年に1回「クリスマス」か「正月」に全体として何かを1つだけ購入することもできないほど苦しいとは考えにくい。運動場といえるスペースはなく、幼児が遊具で遊ぶ程度の広さである。遊具の利用については、入所時の説明カードで使用方法を教えている。利用時間は休み時間と自由時間のみで、子どもからは不満の声があげられている。		

		評価
④	食事、入浴等の日常生活に関することについては、集団生活における一定の制約はあるが、できるだけ一般的な家庭における生活習慣に近いものになるように配慮・工夫をしている。	b
【コメント】		
<p>入浴は個別に行い、年齢に応じて必要な介助支援をしている。時間に関しては全体的に早めであるが、職員体制や日課・介助内容を考えると夕方以降に幼児が入浴するのは困難である。しかし、幼児に普通の入浴時間を教え明るい時間に入浴する理由を説明する必要性は感じる。食事時間は適切で、食器は個々に盛り付けられている。食事については次項Ⅲ⑤でも触れることとする。</p>		

		評価
⑤	子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供し、食事を楽しめるような工夫をしている。	b
【コメント】		
<p>昼食に同席したが、盛り付けや食材のバランスは良く、温度も適温であった。年齢別男女別に分かれ、各テーブルに職員が1名つき必要最低限のマナーはその場で教えていた。印象としては皆明るいが、来訪者に気を使って自分から発言する事はほとんどなく、普段から大人からの発信に対して答えるパターンが多くなっているのではないかと感じた。座った幼児テーブルには台ふきと口ふきが別とわかるように置かれ、汚れをそのままにせず、担当職員が全体を見ながら世話を焼いている姿があった。ナイフ・フォークの使用に関しては、敢えてその時間を設けることをせず、おやつがホットケーキの際に使用するだけでも子どもにとっての新しい発見につながるのではないだろうか。</p>		

		評価
⑥	子どもの自尊心やプライバシーに配慮し、適切な入浴の機会が与えられている。	b
【コメント】		
<p>幼児や介助の必要な子どもは午後早めの時間に入浴し、介助の必要ない子どもに関しては夕食の後に入浴している。介助の際には、本人に許可を得て同性職員が入浴支援を行っている。暖房設備がない脱衣所に関しては、対応する考えでいるが予算の関係で直ぐには難しい。夏場は扇風機が良いが、次に寒くなる前には全ての脱衣所に暖房設備を整えることが望まれる。</p>		

		評価
⑦	衣服は清潔で体に合い、季節に合ったものを提供している。	b
【コメント】		
<p>施設の特性を考え私服の着用は認めていないが、子どもの権利の観点からも特に問題ない衣服については着用を許可する事も再考の余地がある。社会生活において自己選択が必要な場面がある事を踏まえ、パンツや靴下など何かを1枚だけでも「選択」させる施設側の配慮も欲しい。衣類に関する習慣等を確認する事はできなかった。袖口が少し緩んでいたり、袖が少し長めである等、つい「大は小を兼ねる」的になりがちだが、体にフィットした衣類の提供は真剣に考えるべき事項である。靴の踵に外からサイズが書かれていたが、外に出る出ないではなく、せめて見えない所に記入する等の配慮が必要であると感じた。</p>		

		評価
⑧	居住スペースや共有スペースについては、常に清潔に保つとともに、空調、採光、照明等の配慮を行っている。	b
【コメント】		
<p>庭スペースはきれいに整備されている印象であった。花壇には情操教育の一環として野菜の苗を植え、子どもたちも栽培に携わっている。昼食と一緒に座った中学生の女子が収穫を楽しみにしていた。ホールはリビングダイニングとなっており広く開放的であるが、貼り紙が多くどうしても教室のイメージが拭えない。一番使用する部屋に花や絵画を置くことで目が和み、少しでも生活感をプラスする事でより家庭に近づくと考え。トイレや洗面台等の共有スペースは、使いやすく清潔であった。毎朝20分の掃除と水曜日に1時間と長めの清掃時間がある。</p>		

		評価
⑨	子どもの健康管理・健康チェックを行い、体調の悪い子どもへの配慮や、感染症などが施設内で広がらないような工夫などを行っている。	b
【コメント】		
<p>入所している子ども全員に1日3回の検温を行い、食前と外出後のうがいを徹底している。幼児など必要に応じて排泄チェックも行っているが、医務日誌等の記録の確認はできなかった。毎日のバイタルチェック表として日々の変化や状況がすぐにわかる個々の管理表が必要であると考え、医務日誌等が同等の物であることが望まれる。日常生活における歯磨き・爪切りはしているが、耳掃除はしていない。「爪の長さ」や「耳の汚れ」は入所時にチェックする必要性を感じる。</p>		

		評価
⑩	子どもが無断外出しないように体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>危険が伴う無断外出に関する初期対応や連絡方法についての大まかなマニュアルはあるが、具体的な内容になっていないため見直しが必要である。マニュアルは、いつその状況が起きても全ての職員が同じ対応ができる危険に備えた内容であり、全ての職員に周知する必要がある。振り返りのためには、過去の事例についての記録が必要である事を踏まえて今後は記録する事を徹底させたい。</p>		

		評価
⑪	外部から不審者等が侵入しないように体制を整えている。	b
【コメント】		
<p>無断外出への対応と同様に、マニュアルの見直しが必要である。その際には、防犯カメラの体制や緊急通報体制についての確認も行いたい。担当者の不在時など、状況に応じて手順を示したり、指示する人を明確しておく事も重要と考える。子どもに危険が伴う事は言うまでもなく、早急な対応が必要と考える。見直しは定期的に行う事、不審者対策の講義等を受講し最低でも伝達研修が必要である。</p>		

IV 施設運営

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
①	施設経営をとりまく環境と経営状況を的確に把握・分析した上で経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】		
平成28年改正児童福祉法及び新しい社会的養育ビジョンより、家庭養育優先の子供が主体であることが明確になった事を受けて、全国に先駆けて福祉第三者評価評価の受審を実施している。		

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
②	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】		
年度計画は、各事業担当者による。事業目的・内容・進行スケジュール・実施内容にて、詳細に記録されている。年度末には見直しを行っている。職員等組織的見直しまでには至っていない。		

(1) 養育・支援の基本方針と組織		評価
③	養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
【コメント】		
事業計画と共に観察会議にて、行動観察記録や個別支援支援計画・個別日課記録表等より職員に周知している。今回、定められた評価基準に基づいて、自己評価と第三者評価を計画的に実施している。		

(2) 施設の運営管理		評価
①	児童相談所長の責任が明確にされているとともに、リーダーシップが発揮されている。	b
【コメント】		
一時保護所が児童相談所と離れた場所にある為、児童相談所長からの直接的な指導等は少ない。今後進められるであろう一時保護の改革に向けて、児童相談所長のリーダーシップがさらに求められる。		

(2) 施設の運営管理		評価
②	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c
<p>【コメント】</p> <p>夜間体制を整える為、職員増を要望し、資料を作成しているが、増員にまで至っていない。心理的ケアの充実、実質的な施設管理者でありスーパーバイザーとしての課長職が宿直業務に従事せざるを得ない状況の改善等職員体制の充実・強化が必要である。</p>		

(2) 施設の運営管理		評価
③	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>【コメント】</p> <p>職員の時間外労働について、把握している。決められた休憩時間が取れていない。職員体制の充実・強化が必要である。</p>		

(2) 施設の運営管理		評価
④	実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所として、インターンシップの見学は受け入れをしている。実習生を受け入れる際に宿泊する場所などが無く、実習生の受け入れ検討は施設の特性上行っていない。</p>		

(2) 施設の運営管理		評価
⑤	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	c
<p>【コメント】</p> <p>児童相談所を知ってもらう為の情報公表についての取り組みは行っている。施設の特性上、情報を広く県民に公表していない。</p>		

(2) 施設の運営管理		評価
⑥	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
【コメント】 県の規則等に基づき総務課にて行っている。監査委員会及び外部の監査法人の監査を受けている。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑦	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
【コメント】 施設の特性上、情報を広く県民に公表していない。週2回、地域の体育館を借りてのレクリエーション活動をしている。通院等日常的な活動が行われている。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑧	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c
【コメント】 児童相談所職員によるボランティアは受け入れている。施設の特性上、ボランティアの受け入れは慎重に行っている。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑨	施設が有する機能を地域に還元している。	c
【コメント】 施設の特性上、地域に還元していない。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑩	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	c
【コメント】		
施設の特性上、地域の福祉ニーズに関する公益的な事業・活動は行っていない。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑪	子どもの基本情報、アセスメント結果、支援方針等の情報について、職員間で共有し、円滑な業務の引き継ぎや支援方針に齟齬が生じないようにすることが可能な体制を整えている。	b
【コメント】		
観察会議を毎週定期的実施し、一人ひとりの支援方法を検討している。児童相談所からの情報はパソコンで供覧している。申し送りなどの情報はメール配信にて共有フォルダで管理しているが、情報の共有が不十分な時もあり、ケースの生育歴の情報が適切に入手できていない。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑫	子どもへの支援に際し、児童相談所の他部門と連携が可能な体制を整えている。	b
【コメント】		
毎週開かれる児童相談所の総合会議には職員が出席している。年2回静岡県児童相談所業務の打ち合わせや児童相談所との連絡会には、県内5児童相談所の職員が出席し、東海北陸ブロック一時保護所職員研修にも年1回参加している。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑬	子どもへの支援に際し、学校、医療機関等、必要な外部機関と連携が可能な体制を整えている。	c
【コメント】		
外部との連携については、児童相談所のケースワーカーが行っている。一時保護所としては行われていない。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑭	職員の技能の向上や人材の育成に向け、必要な研修受講などを通じてスキルアップを図ることのできる体制を整えている。	b
【コメント】		
会議・研修などが行われている最中でも電話対応が優先になり、集中して取り組むことが困難である。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑮	個人情報など機密性の高い情報については、外部漏えい等を防ぐための厳重な管理体制を整えている。	b
【コメント】		
県庁や総務課からの指示に従って行っている。研修会等はないが、年1~2回コンプライアンスの中で個人情報の取り扱いについて課内で話し合いを行っている。セキュリティ対策は、電子県庁課の指示に従っている。		

(2) 施設の運営管理		評価
⑯	事故や災害等に備えた安全管理マニュアルの整備や、防災訓練などを実施している。	b
【コメント】		
防災計画があり、月に1度防災訓練を実施している。食料備蓄と自家発電設備がある。マニュアルの見直しは行われていない。自治会、福祉関係団体との連携は行われていない。		